

令和2年第3回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

- 令和2年8月25日（火） 14:00開会
- 出席者 11名
- 傍聴人 0名
- 過半数の出席が得られたので、本会議が成立する。（土浦市国民健康保険規則第4条第5項）
- 人事異動に伴う事務局職員紹介

会長

- ・会長挨拶
- ・議長は、岩井浩一会長が務める。（土浦市国民健康保険規則第4条第4項）
- ・議事録署名人は、議長により、長谷川委員，目黒委員が指名される。（土浦市国民健康保険規則第7条）

報告事項（1）令和2年第2回土浦市国民健康保険運営協議会（書面による開催）の質問等について

- 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑

委員

得点を上げるという意味では、市民の皆様に関心を持っていただくことが大事だが、今の時点での具体的な健康増進課と連携した取組は。

（事務局）

総合健診において、健康増進課の保健師の協力を得て運営している。また、更に、別の連携方法があれば検討していきたい。

委員

こういった裏のことまでは、市民の方はなかなか理解できないと思うが、何か教室じゃないが、皆さんが受診することで、健康保険料が抑えられるというような周知方法をお願いします。

会長

加えて、参加率を増やすだけでは大した補助が交付されなくなり、きちんと結果として成果を出さないとだめになってきている。菊田課長と何か教室でもやろうか、という相談をしていたが、コロナでそういう状況になっていないので、機会を見て開始できれば少しはお役にたてるのではないかと思っている。

報告事項（２）新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

○ 事務局説明：別添資料に基づき説明

委員	市民の方への周知は市報だけか。市民の方がこの制度があることをあまり知らなくて問い合わせ等が少ないのかなと感じたので。
(事務局)	周知の方法としては、市ホームページと市広報紙、それと保険証送付時に案内を同封している。
委員	想像では、該当する方は多くいらっしゃるだろうと思うが、支給がないというのが意外に感じた。もう少し市民の方にもわかりやすいように周知をお願いしたい。
会長	適用期間が１２月までであるので、機会があれば周知をお願いしたい。
委員	感染が疑われる者で感染していなかった者ももらえるということだが、PCR検査をやって陰性だった人はもらえるけど、何もしなかった人、検査をしなかった人は対象外ということか。
(事務局)	発熱等があつて、仕事に従事できなかった場合で要件を満たす方は対象となる。
委員	普通の風邪でPCR検査をしない人も対象になるのか。
(事務局)	発熱等があつて就労できない状況があつて、期間等の要件を満たす方は該当になる。 対象となるのは、国民健康保険で給与所得者に限られるが、実施にあたって人数を確認したところ、１０，９４４名の方が対象となっている。
委員	早い段階で私のところに相談しに来た人がいて、ただの風邪だったが、２週間仕事を休んで条件は満たしていたが、その方が申請しようとしなかった。コロナじゃなかったからお金をもらうのが申し訳ないと。これは国の制度が悪いんだと思うが、良心的な問題で、申請しづらくなっている気がする。これを出せばもらえるとわかっているけど、実際に申請しない方が２名いた。

会長	少し実態がわかったのかなと思う。引き続き周知をお願いします。
報告事項（3）新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について	
○ 事務局説明：別添資料に基づき説明	
委員	申請の方法はどうようになるのか。
（事務局）	通常の減免の申請書に、年間の収入の収支計算書をつけていただく。前年度の収入と今年度の収入が10分の3以上減額になっていることの証拠書類をつけていただいている。
委員	先ほどと同じで、絵に描いた餅のような気がする。たとえば、前年度の申告と今年度の帳簿をどうようにつけるのか、とか細かい点が市民に示されなければ、そもそも相談にこられないのでは。普通の人がこの説明を読んでも申請してみようと思わないのではないのか。どのようなときに該当するかの理解が難しい。そのなかで申請までたどりつく人が何名いるのか。設計上の問題のような気はするが、コロナに感染してしまった方へのケアはどうなっているのか。本来はそういうところにお金を集中すべきだと思うが、自民党の人気取りのため、幅広く散らばしてしまった結果がこういった絵に描いた餅で、私たちが手が届かないような難しい申請の仕方になっている気がするので、役所内の会議があれば、そういった発言をお願いしたい。
（事務局）	問い合わせの件数はまだ伸びそうな状況である。資料を見ても算出方法等難しいが、今回これだけ問い合わせが来たのは、納税通知書に同封した結果、自分の事業で収入が減っている方が、自分は該当になるのかどうか問い合わせしてみよう、ということでの件数だと考えている。今後も件数は増えていくものと考えているので、1件1件丁寧に対応していきたい。
委員	資料2と資料3に共通の質問で、市民に対する広報はどのようにしてきたのか。
（事務局）	両方とも、広報紙に掲載、市のホームページに掲載、傷病手当金については、保険証に案内を同封、減免については、納税通知書に合わせて案内を被保険者の方に送付している。

委員	具体的に2人の方から相談を受けた。広報をよろしくお願ひしたい。
委員	外国籍の加入者もいると思うが、そういう方に特別に配慮した広報はしているのか。
(事務局)	その国の言葉で読めるようなものは実施していないが、減免等については、外国の方のご家族から該当するかどうかという相談を何件も受けている状況である。外国籍の方に対する周知方法については研究させていただきたい。
会長	資料2と資料3についての広報について質問が出たが、まだ申請期間もあるので機会を見て周知し、相談があったときには、引き続ききめ細かい対応をお願ひしたい。

報告事項(4) 令和元年度土浦市国民健康保険特別会計決算について

○ 事務局説明：別添資料に基づき説明

委員	保険給付費は被保険者数の減少により減っているということだが、今現在、コロナウイルス関係で対前年度と比べて保険給付費は減っているのか。
(事務局)	今の時点で、前年度比で11.8%ぐらい減っている。

報告事項(5) 市町村国民健康保険の賦課方式の統一について

○ 事務局説明：別添資料に基づき説明

会長	表を見ると赤いところの面積が広く見えるので、心配する人も多いと思うが、実際にはこのところは人数は少ない。減額になる一人世帯のところの割合が多いのだが、ただ、増額になるところの金額がちょっと大きいのがこの赤いところになっている。見づらい表になっているが、その辺も勘案してご意見をお願いします。
委員	2ページと3ページの表のどちらかを運協で選ぶという作業になるのか。
(事務局)	これはあくまでシミュレーションの中の2つということで、あげる

かどうかという議論もまだなので、試しに、通常パターンであげると2ページ、県から示された案3にした場合が次のページということで、あくまでこういう条件になります、ということをご案内させていただきました。会長がおっしゃったように、表だけ見ると赤のインパクトが強くて、最初見たときは無理なんじゃないかと思ったが、世帯数で見ると、一人世帯二人世帯で約9割程度、所得の部分で見ると、150万以下が約7割程度がそこに固まっている状況である。少ないといえども、上げ幅を見るとこれでは厳しいという印象ある。また、コロナの状況下において、かたや減免や傷病手当金をやっている中で増税というのはいかがなものか、というもある。2方式にした場合のデメリットとして、経済状況に左右されやすいということで、今コロナの関係で収入が減ったりという状況があるので、今後どうするかという部分で、協議会のほうで委員の皆さんにご相談・ご意見を頂戴したいと思う。今日のところは、県のほうで統一時期が1年先延ばしになりましたということと、まだ書面でしかお伝えしてなかったのも、こういう話がありますということでご理解いただきたい。

委員 課長が話していたように、このコロナ状況において、一方で申請していいのかわからないような給付金払っている反面、値上げの話をするというのは矛盾を感じる。今すぐ決めろということでないなら、コロナの状況もあるので少し時間をかけて考えていけたらと思う。

委員 介護分だけ2方式にしている自治体があるが、まず、介護分だけ先行してやるという考えはあるのか。

事務局 今回2つのシミュレーションをお示ししたが、いろんなやり方があると思う。今委員が話したのも1つのシミュレーションになる。また一度にあげるのかとか、他の状況を見ると段階を踏んで来年半分あげて、令和4年度にフルであげてというような、さまざまな方法があるので、ひとつずつ事務局のほうで作成して、どういった形がいいのか、あるいは当面は据え置いたほうがいいのか、その辺を議論させていただいたうえで決定したい。

委員 国保の統一というのは、全国的にこういう方向なのか。また、これを進めていくのは、国保の広域化ということも含んでの統一と考えていいのか。

事務局

おそらく、最後は税率も統一ということの前段で、まず賦課方式を統一しましょうという動きが全国的にあって、その茨城県版という状況となっている。

委員

最初のレジュメをみると、すべて報告事項となっている。報告事項ということだと、この協議会に何を求めているのかわからない。報告事項なら、ああそうですかと聞くだけ、賦課方式の統一などは、これからどういう方向で土浦市としてもっていくのかという話なので、報告事項ではない。各議案の位置づけを明確にしてもらわないと、どういう意見を出していいものやらわからない。

事務局

ご指摘のとおり。今回報告事項5番まで設けさせていただいたが、1番は前回の質問の回答で、2番と3番はコロナ対応で、国の基準に基づいてこういうことをやることになりましたという報告、4番は決算ということだが、5番については報告とすることに事務局サイドでも迷ったところなのだが、今回は、こういった内容で今後協議していただきたいという、その前段としてのご案内ということで便宜上報告とさせていただいたが、これを実施するにあたっては、諮問と答申という流れでこの後協議いただくことになるので、今後は議案あるいは協議事項という位置づけになってくる。

委員

被用者保険においては、子供は扶養家族ということで保険料は取られないのだが、国保は子供もひとりいくらとかかるのか。

事務局

国保の場合、子供でも均等割の部分で1人カウントになる。そういった状況を受け、子供についての軽減という話を、国のほうで協議中という情報もあるが、現状では、子供でもひとりとして課税されている状況である。

その他

○ 事務局説明：今後のスケジュールについて説明

15 : 25 終了